

第1 計画の考え方と位置付け

1 計画策定の趣旨

練馬区農業振興計画は、平成 11 年度（1999 年度）に農業分野の事業計画として策定したものです。

策定後、5 年が経過した今日、練馬区の農業を取り巻く環境は大きく変化しています。国においては、食料・農業・農村基本法（平成 11 年）に基づいた「食料・農業・農村基本計画」の策定（平成 12 年）、農業経営基盤強化促進法の改正（平成 14 年）および「『食』と『農』の再生プラン」の策定（平成 14 年）により、安心・安全な食料の安定供給と効率的・安定的な農業経営の確立を、今後の農業における中心的な課題としています。また、東京都では農業振興プラン（平成 13 年）などを策定するなかで、都市農業の特性を生かして都民生活に貢献する農業の確立を、農業振興の方向として掲げています。

練馬区においては、長期総合計画が平成 13 年度から 22 年度までの計画期間として策定（平成 13 年）されました。また、都市計画マスタープラン全体構想（平成 13 年）、商工業振興計画、観光ビジョン（共に平成 15 年）などの個別計画も相次いで策定または改定されています。

さらに、今回の計画見直しを前に実施した区政モニターなどへのアンケート調査によると、食の安全・安心の確保、および農業体験や観光・交流型農業への関心が高まっていることが明らかになりました。

これらを踏まえ、これまでの計画の基本的方向と個別事業は継続しながらも、この計画は練馬区の農業が将来にわたって区民の期待に応える安定した産業として、息づくことを目的に策定しています。

2 計画の期間

中間見直し後の計画期間は、平成 16 年度（2004 年度）から長期総合計画に合わせた平成 22 年度（2010 年度）までの 7 年間とします。

計画名	年度												
	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
長期総合計画							見直し						→
練馬区農業振興計画					中間見直し								→
練馬区農業振興計画 (見直し)													→

3 上位計画・関連計画との関係

(1) 国の動向

ア 「食料・農業・農村基本法」(平成 11 年 7 月制定)

旧農業基本法を 40 年ぶりに見直し、21 世紀における食料・農業・農村政策の基本指針を定めたものです。基本理念として 食料の安定供給の確保、多面的機能の適切かつ十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興が掲げられています。その中ではじめて「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする」として都市農業の振興が明記されています。

イ 「食料・農業・農村基本計画」(平成 12 年 3 月策定)

「食料・農業・農村基本法」に掲げられた基本理念や施策の基本方向を具体化、実施していくために策定されたものです。都市農業については、「農村の振興に関する施策」において、「市民農園の整備の推進」、「都市及びその周辺の地域における農業の振興」が記載されています。

2 計画の期間

中間見直し後の計画期間は、平成 16 年度（2004 年度）から長期総合計画に合わせた平成 22 年度（2010 年度）までの 7 年間とします。

計画名	年度												
	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
長期総合計画							見直し						→
練馬区農業振興計画					中間見直し								→
練馬区農業振興計画 (見直し)													→

3 上位計画・関連計画との関係

(1) 国の動向

ア 「食料・農業・農村基本法」(平成 11 年 7 月制定)

旧農業基本法を 40 年ぶりに見直し、21 世紀における食料・農業・農村政策の基本指針を定めたものです。基本理念として 食料の安定供給の確保、多面的機能の適切かつ十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興が掲げられています。その中ではじめて「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする」として都市農業の振興が明記されています。

イ 「食料・農業・農村基本計画」(平成 12 年 3 月策定)

「食料・農業・農村基本法」に掲げられた基本理念や施策の基本方向を具体化、実施していくために策定されたものです。都市農業については、「農村の振興に関する施策」において、「市民農園の整備の推進」、「都市及びその周辺の地域における農業の振興」が記載されています。

ウ 「農業経営基盤強化促進法」(平成14年5月改正)

この法律は「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、都道府県においては「農業経営基盤強化促進基本方針」を定めるものとし、区市町村においては「農業経営基盤強化促進基本構想」を定めることができるとしています。区市町村が基本構想を策定した場合、その基本構想に即して「認定農業者」を認定できるようになります。

エ 「『食』と『農』の再生プラン」(平成14年4月策定)

このプランは農林水産政策として 食の安全と安心の確保、 農業の構造改革の加速化、 都市と農村漁村の共生・対流について抜本的な改革を進めるうえでの設計図として策定されたものです。

(2) 東京都の動向

ア 「東京都農業振興プラン」(平成13年12月改定)

東京都は施策の目標として「魅力と活力あふれる産業・東京農業の実現」を目指して、長期的な視点にたった農業振興施策を進めるために「東京都農業振興プラン」を改定しました。振興の方向として 特色ある農産物供給のための生産・流通システムの改革、 都市の有利性を発揮した新しい農業経営の育成、 豊かな都民生活に貢献する東京農業の確立を掲げています。

イ 「東京都農業振興基本方針」(平成14年8月改定)

「東京都農業振興プラン」に「振興施策に関する指標」を加えたものが「農業経営基盤強化促進法」に基づく「東京都農業振興基本方針」です。この基本方針は都内を4つのゾーンに区分し、ゾーン別の振興の方向と施策の展開を示すとともに、経営モデルを例示することにより、区市町村が「農業経営基盤強化促進基本構想」を策定する際の目安となるようになっていきます。

(3) 練馬区における各種計画

ア 「練馬区長期総合計画」(平成13年3月策定)

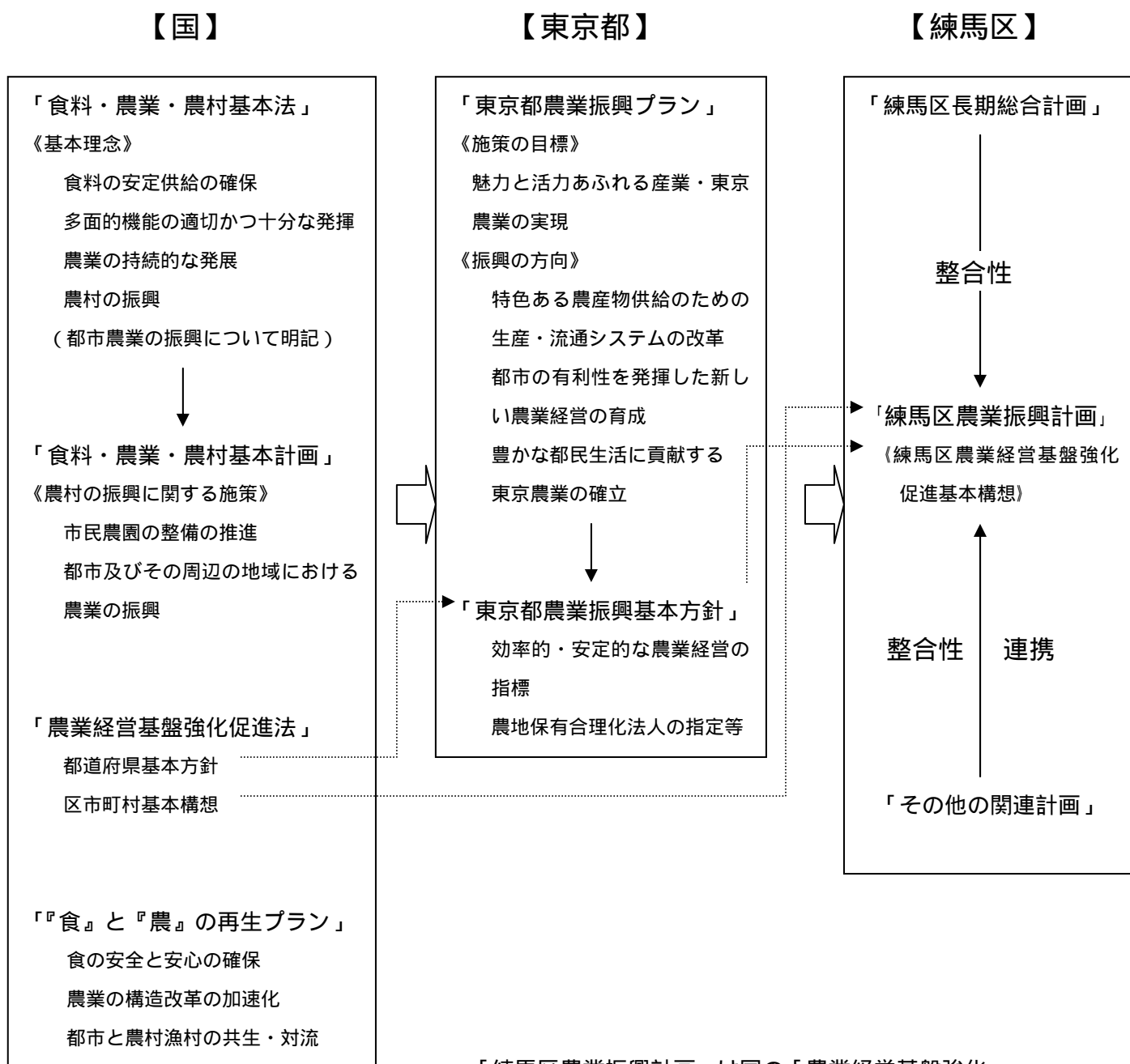
「健康と活力あふれる文化のまち ふるさとねりま」の実現に向け、その達成手段を明らかにするとともに、区の行財政の総合的・効果的な運営の基本的指針として「練馬区長期総合計画」(計画期間：平成13年度から平成22年度)が策定されています。「練馬区農業振興計画」は、この「練馬区長期総合計画」と整合性をもったものとしています。

イ その他の関連計画

その他、農業分野と関連した下記の計画があり、「練馬区農業振興計画」はそれらと連携した計画としています。

- (ア) 練馬区みどりの基本計画(平成10年8月策定)
- (イ) 練馬区都市計画マスタープラン全体構想(平成13年3月策定)
- (ウ) 練馬区環境基本計画(平成13年3月策定)
- (エ) 練馬区健康づくり総合計画(平成13年3月策定)
- (オ) 練馬区地域防災計画(平成15年3月改定)
- (カ) 練馬区商工業振興計画(平成15年3月策定)
- (キ) 練馬区観光ビジョン(平成15年3月策定)
- (ク) 練馬区高齢者保健福祉計画(平成15年3月改定)
- (ケ) 練馬区都市計画マスタープラン地域別指針(平成15年6月策定)
- (コ) 練馬区リサイクル推進計画(平成15年10月改定)

4 本計画の位置付け



「練馬区農業振興計画」は国の「農業経営基盤強化促進法」と東京都の「東京都農業振興基本方針」に基づく、「練馬区農業経営基盤強化促進基本構想」に位置付けています。